

徳島県告示第五百十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の区域内特定養殖業者の同意が法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和六年十月二十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

法第百二十五条の二に規定する養殖業
のり等養殖業（黒のり）

加入区の名称	加入区の区域
徳島市辰巳加入区	徳島市辰巳漁業協同組合の地区